

## 仕様書

### 1 委託業務の名称

三市周遊ゴールデンルートを活用した認知拡大及び誘客拡大事業

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

### 3 委託業務の目的

本協議会では、令和5年度からの3ヵ年事業（※本協議会の令和7年度予算未成立のため、令和7年度の事業実施を担保するものではない）として、三市の広域連携により、これら各都市の強みを組み合わせた観光魅力の向上や、三市を中心としたエリアが旅行目的地として選択されるための訴求力の強化を図ることを目的とし、三市エリアを周遊する代表的モデルコースいわゆるゴールデンルートの造成及びゴールデンルートを活用した商品造成、販売促進に取り組んでいる。

1年目である令和5年度は、マーケティングデータを活用し、旅行時期やターゲットを絞らない三市周遊ゴールデンルート（2泊3日）を作成した（別紙のとおり）。また、本協議会の国内誘客のターゲット地域について、旅行日程が2日以上確保されやすく、来訪者シェアも比較的高く、エアーでのアクセスも確保されている東海、関西地域、次いで首都圏を中心として事業を推進していくこととしている。

令和6年度においては、個人旅行を対象として、本ゴールデンルートを活用した三市エリアの認知及び誘客拡大を目的とし、商品造成やO T Aを活用した販促に取り組む。

### 4 本事業の主なターゲット層

（第1）東海・関西地域の個人旅行者

（第2）首都圏の個人旅行者

### 5 業務内容

#### （1）販促事業

- 個人旅行者を対象として、三市周遊ゴールデンルートを活用した三市エリアへの興味喚起を図るとともに、三市エリアに関連する旅行商品（例：ダイナミックパッケージ）の造成やO T Aでの商品販売を行い、誘客拡大を図ること
- 造成した商品については販売目標数値を設定の上、販売およびプロモーションを実施すること。個別のプロモーションについても、リーチ数等の目標を設定し、定期的な効果検証を行いながら、施策の改善を図ること
- 本事業を通じて造成した商品については、三市それぞれへの宿泊者数等をはじめとして、実績を集計すること

## (2) 効果検証及び報告書の作成

- 販売した商品の購入者に対しては、アンケート調査等を実施し、三市での周遊実態（宿泊地や立ち寄り地等）や満足度等を把握すること
- 上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。なお、次年度事業に向けた提案も盛り込むこと（形式：A 4、PDF データ 納入期限：令和7年3月14日）

## 6 業務実施にあたっての留意事項

- 本事業の実施にあたっては、随時報告し、おおむね月1回程度打ち合わせの機会を設け、協議しながら業務を進めること。また、必要に応じて、各市の観光協会等の関係者と連携しながら事業を実施すること。

## 7 契約に関する条件等

### (1) 著作権に関する事項

- 受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。
- 受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

### (2) 機密の保持

- 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

- 受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

### (4) 再委託の禁止

- 受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

## 8 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。

- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。